

## 大阪府環境管理施策の今後のあり方施策一覧

No.	分野	目標	基本方針 (主なもの)			実施事業名称	目的	内容	関連する SDGs ゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係			2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係(詳細)					
			①	②	③						①中長期的かつ 世界的視野 の内化	②環境・社会・経済の統合的向上	①中長期的かつ世界的視野 (詳細)	②環境・社会・経済の統合的向上	③環境・社会・経済の統合的向上	④環境リスクへの対応 (詳細)	自然資本の強化(詳細)		
<b>大気環境分野、水環境分野、化学物質対策分野に係る施策</b>																			
1	大気環境 水環境 化学物質	ダイオキシン類について、府域の環境状況を継続的に把握する。	○	○	○	ダイオキシン類監視	ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類特別措置法に基づき、大気、河川、海域(水質・底質)、地下水質、土壤のダイオキシン類の監視を行い、府内の汚染状況を把握します。	3 6 11 14	大気7地点、河川水質・底質21地点、海域水質・底質6地点、地下水質・底質6地点、土壤6地点 大気7地点、河川水質・底質21地点、海域水質・底質10地点、土壤10地点	○	◎	○	世界的な課題であるダイオキシン類による環境汚染問題の解決に向けての基礎データを提供するため				ダイオキシン類の環境基準の超過等について情報提供を行い、リスク影響の最小化に寄与するため	快適・安全な環境の維持・創出のための基礎データの提供に寄与するため
<b>大気環境保全分野に係る施策</b>																			
2	大気環境	固定発生源(工場・事業場)からのばい煙等発生を抑制することにより、生活環境保全目標を達成する。また、ダイオキシン類については、届出対象施設設置者の自己測定結果の報告を受領し、確認し、基礎の遵守等適切な運用を確認する。 PM2.5の生活環境保全目標を達成する。	○			大気汚染防止のための事業所規制	事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	大気汚染防止法は、ダイオキシン類特別措置法及び大気新規生活環境保全条例に基づく施設等の設置・更の前記について、ばい煙(Nox、SOx、ばいくん、有害物質)、発生性有機化合物、一般有機化合物、ダイオキシン類等の排出規制・設備整備等に適合してから許可し、必要に応じ改善指針を行います。 また、法・条例による規制の実効性を確保するため、施設等の設置・改修等に際しては、行政による申請書の提出や、事業所の点検結果等の報告を求める適正化指針等を行うほか、規制基準の適合状況を確認するため、行政による排ガス等の測定を実施する。	3 9 11	は、各年度実施段階の年間排出量に対して、規制基準に適合しているか算出するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を徹底する。 ・規制基準に適合確認のため、苦情の届出や持株会社の規制等に応じて事業所に入立検査を行い、規制違反及び指導等を実施する。 ・行政による排ガス等の測定を実施する。	○	◎	○	中長期的課題である大気汚染の改善に向かうたため	汚染者負担の原則に則った環境規制であるため	事業者に対するばい煙、有害物質等の規制を推進することにより、良好な大気環境の保全に寄与するため	良好な大気環境の保全・創出を図る取組みであるため		
3	大気環境	大気汚染防止法に基づいて大気汚染常時監視を実施し、生活環境保全目標を達成する。 PM2.5も含め、全地点で目標達成している項目については、その状態を維持。	○			微小粒子物質(PM2.5)の現状把握と定期的な注意喚起の実施	PM2.5について効果的な対策を行つた際、監視対応式を導入して連続測定を行い、監視結果は所蔵する施設等に定期的に報告する。また、PM2.5の部分分析結果等を用いた解析を行い、発生源と割合等についての対応を実施する。	府管理の測定25台で自動測定機による連続測定を行つた際、監視対応式を導入して連続測定を行い、監視結果は所蔵する施設等に定期的に報告する。また、PM2.5の部分分析結果等を用いた解析を行い、発生源と割合等についての対応を実施する。	3 9 11	・環境大気中の微小粒子物質の状況把握(府管轄:一般段:18局、自排段:5局、うち分析:2局) ・環境大気中の微小粒子物質の状況把握(府管轄:一般段:18局、自排段:5局、うち分析:2局)	○	◎	○	国境を越えた広域的な課題となっているPM2.5問題の解決に向けての基礎データを提供するため		PM2.5濃度の現状を連続測定により適切に把握し、市民に対し必要な情報を提供するため			
4	大気環境	・毎年時には対象工場にその情報を迅速かつ正確に伝達するとともに、工場からのNOxやVOCの排出量を削減する。 ・府域におけるOCVの排出量を2019年度実績値(1.00トン)から削減する。	○	○		光化学オキシント・VOC对策の推進	府民の健康を守るために、光化学オキシントの現状把握の一つである発生性有機化合物(VOC)の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく規制の実効性を確認するため、事業所の内部構造や排出実績を踏まえ、規制等の立案検査を行つた。また、2021年4月より監査された対象の拡大化に伴い、解体現場の立入り検査を実施する。	3 11	-VOCの排出抑制	○	◎	○	工場・事業場に対し、VOCの排出規制・指導を着実に実施するとともに、光化学オキシント・VOCの削減を促進するため、事業者の適正な管理等を促進し、所長の健康被害の防止を図る。		NOxやVOCの排出抑制等を促進することで、市民の生活環境を保全するとともに、大気環境の改善を図る。			
5	大気環境	・解体工事等におけるアスベスト飛散防止対策を推進し、健康被害のリスクを抑制する。	○			アスベスト飛散防止対策等の推進	府民の健康を守るために、建築物等の躯体・改造・補修に係るアスベスト飛散の徹底を図ること。	大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき立候査・石綿濃度測定等の監視調査を実施するとともに、事業所の内部構造や排出実績を踏まえ、規制等の立案検査を行つた。また、2021年4月より監査された対象の拡大化に伴い、解体現場の立入り検査を実施する。	3 9 11	-解体現場等の立入り検査 ・規模の大きい作業の石綿濃度測定(1分野)による監査と、大阪府立環境農林水産総合研究所による立入り検査等	○	◎	○	中長期的課題である大気汚染の改善に向かうたため	汚染者負担の原則に則った環境規制であるため	解体工事等施工者への規制及び関係団体への周知により大気環境への石綿飛散による住民等の暴露リスクを低減させるため	良好な大気環境の保全・創出を図る取組みであるため		
6	大気環境	大気汚染防止法に基づいて大気汚染常時監視を実施し、生活環境保全目標を達成する。 二酸化炭素については、①全年度生活環境保全目標(0.06%)を達成し、さらに②全年度0.04%以下を達成する。	○			大気汚染常時監視	府民の健康のため、常時監視の現状把握とともに、健康被害等の未然防止に努めること。	大気汚染測定を実施するとともに監視調査の実施するなど、現場の把握を踏まえ、規制等の立案検査を行つた。また、環境省による監査が実施される際は、市町村が立候査・石綿飛散・堆積等の周辺の取扱い等の対応を示す。また、災害時の石綿飛散防止に係る措置について府民等への周知をいます。	3 11	・大気汚染常時監視27局(国設局2局を含む) ・微小粒子物質監視25局(国設局2局を含む) ・PM2.5監視22局(国設局2局を含む) ・有害大気汚染物質モニタリング6地点 ・石綿飛散モニタリング4地点	○	◎	○	光化学スマog等の大気汚染物質にかかる標準超過等の問題の解決に向けて、基礎データを提供するため		大気汚染状況を継続的に監視し、環境基準の達成状況等を示すため、府民に対し必要な情報を提供を行つた	大気環境の維持・創出のための基礎データの提供に寄与するため		
7	大気環境	・大阪府自動車排出ガス窒素化物及び自動車排出ガスの実質的量削減の目標を達成する。 ※第4次計画はR5年度に予定です	○	○		自動車NOx・PMxEV量削減対策の推進	窒素化物(NOx)及び粒子物質(PM)の削減と並んで、CO2の削減等の実質的量削減等の実現を目指す。また、環境省による監査等の実施に際しては、府民の健康のため、常時監視の現状把握とともに、健康被害等の未然防止に努めること。	府民の健康のため、常時監視の現状把握とともに、健康被害等の未然防止に努めること。	3 9 11	※今後策定予定の第4次計画に基づき設定する。	○	◎	○	環境負荷の低い製品(自動車)の代替を促進し、環境課題の改善に寄与するため	電動車等の導入促進により、環境性能の高い自動車の普及に寄与するため	関係機関と連携し、自動車環境対策を推進することにより、良好な大気環境の保全に寄与するため	良好な大気環境の保全・創出を図る取組みであるため		
<b>水環境保全分野に係る施策</b>																			
8	水環境	・河川BODの生活環境保全目標を達成する。	○	○		水質汚濁防止の事業所規制	水質汚漏防止は、周内内部環境の維持管理等による規制方法、ダイオキシン類対策特措法及び水質汚漏防止の事業所規制等による規制方法、府域生活環境の保全等に関する条例に基づき、府民に対する水質汚漏防止等の規制等の実施を行つた。また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入り検査を実施し、排水基準等の検査等の運送を実施する。	法・条例に基づく設置・変更の前記を義務付ける。府内内部環境の維持管理等による規制方法、ダイオキシン類対策特措法及び水質汚漏防止の事業所規制等による規制方法、府域生活環境の保全等に関する条例に基づき、府民に対する水質汚漏防止等の規制等の実施を行つた。また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入り検査を実施し、排水基準等の検査等の運送を実施する。	3 6 9 11 14	・排水基準が適用される事業所に、立入り検査の権限を付与する。 ・環境省の構造基準が適用される事業所に、立入り検査を実施。 ・環境省が監査の実施に際しては、府民に対する水質汚漏防止等の規制等の実施を行つた。	○	◎	○	中長期的かつ世界的視野の内化である劣悪な水質及び衛生面の向上に寄与するため	汚染者負担の原則に則った環境規制であるため	事業所に対する水質汚漏物質等の排出規制の実施により、水質の向上と水質を図り、良質な水循環に寄与するため。	良質な水環境の創出・保全に寄与するため。		
9	水環境	府域全市町村の生活排水過処理率95%以上をめざし、特に過処理率が低い自治体の上位げを図る。	○			生活排水対策の推進	河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の削減を図ること。	河川等の汚漏の原因の8割を占める生活排水の負荷量を削減するため、「町村町生活排水処理計画」の見直し等への対応として、下水道の充実化整備等の実施を行つた。また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心とした効率的な生活排水対策の実施の実施を図ります。	3 6 8 11 14	・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、アドバイス等技術的支援を実施。 ・生活排水対策に効率的・効果的な方法の確立を促進するため、技術開発等の実施を行つた。	○	○	○	中長期的かつ世界的視野の内化である劣悪な水質及び衛生面の向上に寄与するため	下水道等の合併浄化槽の整備により、生息水による河川等への汚漏負荷量の削減につながるため。	生活排水対策の推進により、水質の向上と保全を図り、良質な水循環に寄与するため。	良質な水環境の創出・保全に寄与するため。		

No.	分野	目標	基本方針(まちのく)			施策事業名	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2020年大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				2030年大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係(詳細)								
			①	②	③						①中長期的かつ世界的な視野		②環境・社会・経済の統合的向上		①中長期的かつ世界的な視野(詳細)		②環境・社会・経済の統合的向上						
											外属性の内部化	環境負担率の向上	環境リスクへの対応	自然資本の強化	外部性の内部化(詳細)	環境効率性の向上(詳細)	環境リスク・寄附リスクへの対応(詳細)	自然資本の強化(詳細)					
10	水環境	総量削減計画に示す目標年度において、COD、窒素(T-N)、りん(T-P)の削減目標量を達成する。	○	総量削減計画の進行管理				所から生じる大坂湧に流入する化学的需給要素量( COD、窒素(T-N)、りん(T-P) )の量削減、閉鎖性の河川である大坂湧の水環境の改善を図ること。	CO2、T-N、T-Pに係る第6次定量削減計画の進行管理を行なう。各事業者から手に手で各施設の運営を行なう。また、河川及び地下水の水質監視と環境基準の遵守による、発生源の把握と対応を行う。あわせて、総量規制標準を設定する際に必要な導入対象事業者の実態調査についての調査と関係機関との連携を行い、既定のため第6次定量削減計画の方針に基づき、第9次計画の策定に向けた段取りを進める。	6 14	・2021年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。	○	◎	◎	中長期的かつ世界的な課題である海藻環境や生物多様性の保全につながる取組みであるため	総量削減計画の中で、総量規制として、河川及び地下水のCOD、窒素、りんの汚漏荷質量の排出規制を行っている。			総量削減計画に基づく取組により、閉鎖性の河川である大坂湧の水環境の改善を図ること。				
11	水環境	水質汚漏防止法に基づいて公共用水域の水質等の常時監視を実施し、河川BODの生活環境保全目標を達成するとともに、海域における底層DOを改善する。	○	公共用水域常時監視				公共用水域及び地下水の水質監視と環境基準の遵守による、発生源の把握と対応を行う。また、環境省からの要託により大坂湧の水質等の調査を実施すること。	河川(水質57地点、底質11地点)・海域(水質5地点、底質5地点)・地下(水質(底質)20地点)、継続監視調査(60地点)・環境省委託調査・大阪湾海域(水質7地点、底質2地点)・マクロベント(底生生物)2地点	3 6 11 14	・河川(水質57地点、底質11地点) ・海域(水質5地点、底質5地点) ・地下(水質(底質)20地点)、継続監視調査(60地点) ・環境省委託調査・大阪湾海域(水質7地点、底質2地点)・マクロベント(底生生物)2地点	○	◎	○	世界的な課題である水資源問題の解決に向けての基礎データを提供するため	環境項目の環境基準の超過等についての情報提供を行い、リスク影響の最小化に寄与するため			水環境の維持・創出のための基礎データの提供に寄与するため				
12	水環境	大阪湾奥部における水質改善・生物が生息しやすい場の創出等の環境改善の取組みを推進する。	○	豊かな大坂湧の創出に向けた取組みの推進				大坂湧の自然の体感の実現に対する取組みと環境改善の実現に対する取組みを図ること。 また、環境省からの要託により大坂湧の水質等の調査を実施すること。	湖戸や海岸の環境の健全性に対する河川面に亘る基礎的な実験調査による、大坂湧の水質監視と連携して、大坂湧の水質を改善する。 また、基礎的な実験調査による、大坂湧の水質監視と連携して、大坂湧の水質を改善する。 さらに、大坂湧再び推進会議(事務局:近畿地方整備局)が決定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、大坂湧の水質改善と環境保護と連携しながら大坂湧の水質改善を推進します。	6 8 12 14 17	・環境部・設置している環境改善モデル設置の実験調査やアーバンリバートの実施による大阪湾再び推進会議による大坂湧環境改修企画に係る大坂湧の環境改善を図ること。 さらに、大坂湧再び推進会議(事務局:近畿地方整備局)が決定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、大坂湧の水質改善と環境保護と連携しながら大坂湧の水質改善を推進します。	○	◎	◎	海藻プラスチック問題の解決や生物多様性の保全といった世界的な課題の解決に向けて、大阪湾の環境保全をして、市民の理解と行動変容を促進するため	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、大阪湾の環境保全をして、市民の理解と行動変容を促進するため			大阪湾の生態系を豊かにするとともに、水質改善を推進し、大阪湾の水環境や生物多様性の保全を図ること。				
13	水環境	2030年度に大坂湧に流入するプラスチックごみの量を半減する。	○	おおさかなごみゼロプランの推進				「豊かな大坂湧」の実現のために、河川環境の改善と河川環境の改善に対する取組みを図ること。 また、大坂湧の水質の改善に対する取組みがなされない大坂湧をめぐる、大坂湧の水質改善と連携して、大坂湧の水質を改善する。 また、豊かな大坂湧の創出をめざす。	「豊かな大坂湧」の実現のために、河川環境の改善と河川環境の改善に対する取組みを図ること。 また、大坂湧の水質の改善に対する取組みがなされない大坂湧をめぐる、大坂湧の水質改善と連携して、大坂湧の水質を改善する。 また、豊かな大坂湧の創出をめざす。	3 6 11 14 17	・大阪湾に流入するプラスチックごみ量の推計方法の検討 ・河川環境の自治体等で構成する協議会を活用した生態系保全策の推進 ・河川環境の自治体等で構成する協議会を活用した生態系保全策の推進 ・河川環境の自治体等で構成する協議会を活用した生態系保全策の推進 ・大阪湾の海ごみの回収の推進(「海岸漂着物等対策事業」照査)	○	◎	◎	海洋プラスチック問題の解決や生物多様性の保全といった世界的な課題の解決に向けて、大阪湾の環境保全をして、府民の理解と行動変容を促進するため	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックごみの削減を図ること。			大阪湾へ流入するプラスチックごみを抑制し、自然豊かな水辺環境を保全・再生するため。				
14	水環境	2030年度に大坂湧に流入するプラスチックごみの量を半減する。	○	海岸漂着物等対策事業				大坂湧の海ごみ回収に対する取組みとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海岸漂着物等の回収や発生抑制の対策に対する費用を補助します。	漁業者と連携して海底ごみ及び潮流ごみを回収・処分とともに大阪府内に広がるごみ等の実態把握と対応策の実施調査や啓発を行うことにより、海岸漂着物等の回収や発生抑制の対策に対する費用を補助します。	12 14 17	・港湾管理者が回収する潮流ごみ等の組成 ・市町村等の海岸漂着物等対策への補助 ・市町村等の海岸漂着物等の回収や発生抑制の対策に対する費用を補助します。	○	◎	◎	中長期的かつ世界的な課題である海洋プラスチックごみ問題の解決や生物多様性の保全といった世界的な課題の解決に向けて、大阪湾の環境保全をして、府民の理解と行動変容を促進するため	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックごみの削減を図ること。			大阪湾へ流入するプラスチックごみを抑制し、自然豊かな水辺環境を保全・再生するため。				
<b>化学物質対策分野に係る施策</b>																							
15	化学物質	府域における化学物質届出排出量を2019年度実績値(1.10万トン)から削減する。	○	環境リスクの高い化学生物質の排出削減				化学生物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学生物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全に関する条例に基づく化学生物質の排出量等の届出に応じて、データの集計・分析を行なうことにより、事業者に対する指導・助言を行ないます。 また、排出量削減の結果を評価するため、有害大気汚染物質トランプ等の実施などを活用して、環境保全への取組みを図ります。 また、排出量削減の結果を評価するため、有害大気汚染物質トランプ等の実施などを活用して、環境保全への取組みを図ります。	3 6 9 11 12	・環境リスクの高い化学生物質の排出を削減する。	○	○	◎	事業者による自主的な環境負荷低減の取組みを促進する仕組みであるため	環境リスクの高い化学生物質の代替を促進する仕組みであるため			環境リスクの高い化学生物質の排出削減の取組みを促進するため				
16	化学物質	化学物質を取り扱う事業者に安全性の理解を促進する環境リスク低減対策の推進	○	大規模災害時ににおける化学物質の取り扱いに対する環境リスク低減対策の推進				事業者が安全に、南海トラフ巨大地震の大規模災害時に化学物質による環境リスクを低減するための化学生物質の自主的な安全管理の強化を図ること。	事業者が安全に、南海トラフ巨大地震の大規模災害時に化学物質による環境リスクを低減するため、低減方策を実施する。 また、危険物質を扱う対応を行なってもらう旨を説明等により指導を行ないます。 また、災害時の活動動向を把握するため、消防署等に危険物質を扱う事業者の活動動向に對し、化学生物質の防災情報を充実させる対応を行ないます。 また、災害時の活動動向を把握するため、消防署等に危険物質を扱う事業者の活動動向に對し、化学生物質の防災情報を充実させる対応を行ないます。	6 9 11 12	・届出された化学物質管理計画書の送達状況の把握、立入り検査等による対策推進の指導	○	◎		事業者による自主的な環境負荷低減の取組みを促進する仕組みであるため	災害時の化学物質の流出による環境リスク低減の取組みを促進するため			大阪湾へ流入するプラスチックごみを抑制し、自然豊かな水辺環境を保全・再生するため。				
17	化学物質	化学物質等の環境リスクに関する情報をわかりやすく提示するなど、事業者の理解を促進する環境リスクコミュニケーションの推進	○	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進				化学物質による環境リスクに関するリスクコミュニケーションの重要性について、事業者に対する理解を深めましたため、化学物質のリスクコミュニケーションの方法について、より多くのリスクコミュニケーションの取組みを推進すること。	3 6 9 11 12	・化学物質対策に関するセミナーの開催	○	◎		事業者による自主的な環境負荷低減の取組みを促進する仕組みであるため	府民の環境リスクについての理解を促進するなど、環境リスクを低減するため			府民の環境リスクについての理解を促進するなど、環境リスクを低減するため					
18	化学物質	事業者や土地所有者等への制度の周知徹底や適正な指導により、土壌・地下水汚染による地元の健康影響の防止を図ること。	○	土壌・地下水汚染対策の推進				土壌汚染による地元の健康影響、地下水汚染による地元の健康影響の防止、井戸水による地元の健康影響の防止、地下水汚染対策の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。	土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るために、土壤汚染対策及び大阪府生活環境の保全に関する条例に基づく化学生物質の排出削減を図ること。 また、土壌汚染による地元の健康影響の防止を図るために、地元の健康影響の防止を図るために、井戸水汚染対策の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。	3 6	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導	○	○	○	環境に負荷を与える行為を抑制する仕組みであるため	環境リスクを踏まえた事業者等による予防的措置の検討・実施を促進するため			地下水の保全に寄与するため				
<b>快適な地域づくり分野に係る施策</b>																							
19	快適	自動車騒音、航空機騒音及び新幹線騒音による生活環境保全目標を達成する。	○	轟音・振動の防止				工場・事業場、建設作業及び道路などの轟音・振動による生活環境の保全目標を達成する。	幹線道路沿線における自動車騒音、大阪国際空港及び近畿国際空港の周辺地帯における航空機騒音、新幹線騒音等の騒音の低減を図るために、騒音の低減方策を実施する。 また、騒音・振動に対する対応を行なうため、振動の低減方策を実施する。 また、騒音の低減方策を実施する。	9 11	・自動車騒音モニタリング調査の実施 10町村 ・騒音・振動による環境負担の低減方策の達成率 ・航空機騒音調査の実施(大阪国際空港周辺道 通 3号地、羽田 2号地、関西国際空港周辺道 通 1号地) ・市町村研修会の開催 2回	○	○	◎	生活環境を保全するため、工場・事業者等への轟音・振動対策を推進しているため	関係機関に最新のデータを提供し、轟音・振動削減の実施を勧めかけるため。 また、市町村に対する助成金等の実施による対応力向上させること。			轟音に対する対応を実施するため、工場・事業者等への轟音・振動対策を推進するため				
20	快適	生活騒音問題に係る関係者間のリスクコミュニケーションを促進し、生活環境の保全を図る。	○	生活騒音に係るリスクコミュニケーション促進事業				生活騒音による問題は、原因がさまざまであるため、個人により被騒音が異なることから、対応する関係者のリスクコミュニケーションの促進を図ること。	生活騒音による問題は、原因がさまざまであるため、個人により被騒音が異なることから、対応する関係者のリスクコミュニケーションの促進を図ること。	3 11	・生活騒音に関する実態調査 ・一般の方と専門家向けのセミナー等の作成 ・リスクコミュニケーションの取組みを図ること	○	○	○	法令の実施のない生活騒音について、これまでの見直し集、整理し、当事者や問題解決に關わる関係者、事象の原因究明方法や対応方法等を示すことで、生活騒音問題の未然防止・早期対応に貢献するため	法令の実施のない生活騒音について、これまでの見直し集、整理し、当事者や問題解決に關わる関係者、事象の原因究明方法や対応方法等を示すことで、生活騒音問題の未然防止・早期対応に貢献するため			生活騒音問題の未然防止・早期対応に貢献するため				
21	快適	市町村が実施する悪臭防止に対する規制指導を支援することで、府域の環境保全を図る。	○	悪臭防止規制指導等の実施による市町村支援				悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制等の実施による市町村への支援を行う。	市町村からの悪臭規制、指導に関する会合せの対応や悪臭防止実施規則の取組みを通じて、悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制等の実施による市町村への支援を行う。	3 11	・市町村からの悪臭規制、指導に関する会合せの対応 ・悪臭防止規制実施状況調査の実施(大阪国際空港周辺道 通 3号地、羽田 2号地、関西国際空港周辺道 通 1号地) ・市町村研修会の開催 2回	○	○	○	汚染等が負担の原則に則った環境規制であるため	悪臭に対する規制事務を担当する市町村への支援を通じ、より良いな環境の維持を図るため			悪臭に対する規制事務を担当する市町村への支援を通じ、より良いな環境の維持を図るため				

No.	分野	目標	基本方針 (主なもの)			施策事象名	目的	内容	達成する SDGs ゴール	2030大阪非農業合計削減 「施策の基本的な方向性」との関係			2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係(詳細)								
			①	②	③					①中長期的かつ世界的な視野 世界的内部分化			②環境・社会・経済の統合的向上 環境効率性の向上(詳細)			②環境・社会・経済の統合的向上 環境効率性の向上(詳細)					
										外部性の内部分化	環境効率性の向上	環境リスク・事業リスクへの対応	自然資本の強化(詳細)	外部性の内部分化(詳細)	環境効率性の向上(詳細)	環境リスク・事業リスクへの対応(詳細)	自然資本の強化(詳細)				
22	快適	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等により、地盤沈下の未然防止を図る。	○			地盤沈下対策に係る規制指導		地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水採取の規制等を行なうこと。	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取量について報告の微収を把握するため、地下水の採取量について報告の微収を行ない、必要に応じ事業者に対して指導を実施します。	11	・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告収集 ・地盤沈下量、地下水位の観測 14箇所	◎	○			地理に負荷を与える行為を規制する仕組みであるため	地理リスクを踏まえた事業者等による予防的措置の検討・実施を促進するため				
23	快適	環境データから環境事象を正しく理解することで、伸びの成果を日々の生活に役立て、暮らしを便利で豊かにする。	○			環境データ「見る」「知る」活かす! 推進事業		産学官連携による環境データのさらなる活用を進め、多様な主体や世代の交流を促進し、市民の環境意識の向上を図り、行動実感を得ること。	府内部局と連携して環境データの新たな活用を検討するとともに、2021年度から2年間府が運営・運営した環境データの活用拠点で民間が実施するイベント等に環境データの活用事例等を提供し、これらの取組を広く情報発信します。また、府が2024年1月に公開した大阪府ダッシュボードの環境データページで「大気・公用用水域常時監視測定結果」を表示し、グラフやマップを用いてわかりやすく情報発信します。	2,3 4,6 7,3 9,11 12,13 14,15 17	・府内部局と連携した環境データ活用の検討 ・民間のイベント等への環境データ活用事例等の提供 ・SNSを通じた環境データ活用の取組の情報発信	○	◎			世界的な課題である大気・水環境問題の解決に向けての基礎データを提供するため	次世代を担う若者等との連携により、環境データを日々の生活に役立てることで環境リスクの予防に必要な取組みを促進				
24	快適	公害審査会を適切に運営する。	○			公害審査会		公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づき申請権利者に対応して、当事者同士の結論による紛争の解決を図るために、「調停委員会」を設置して迅速に問題を解決する仕組みです。公害審査会は、あせらん仲裁を行い、所轄の紛争解決に取り組んでいます。	公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づき申請権利者に対応して、当事者同士の結論による紛争の解決を図るために、「調停委員会」を設置して迅速に問題を解決する仕組みです。公害審査会は、あせらん仲裁を行い、所轄の紛争解決に取り組んでいます。	3 6 11	・公害紛争処理法に基づく申請に対応して、中立公正な立場から紛争の解決を図る。	◎				公害に係る紛争について、あせらん、調停及び仲裁を行うことにより、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的として設置している機関であるため。					
25	快適	・事業者に対して環境アセスメントの適切な実施を指導する。 ・事後調査結果の報告を受けて必要な対応をして事業者に環境保全についての指針を講じるよう求めめる。 ・環境の状況の変化などに伴う新たな課題に対応して技術指針を適宜見直す。	○			環境影響評価制度		環境影響評価法及び大阪府環境影響評価制度に基づき環境影響評価を実行する。環境影響評価を適切に実行するため、環境影響評価法の実施のためのアセスメント手続を行なうことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされるること。	環境影響評価法に基づく環境影響評価制度の調査調査の実施による環境影響評価を実行する。環境影響評価を適切に実行するため、環境影響評価法の作成を指導するとともに、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされるること。	3 6 8 9 11 14 15	・環境影響評価の事前検討やわかりやすい環境影響評価書の作成等に関する事業者への適切な指導	○	◎	○	○	中長期的かつ世界的な課題である脱炭素社会の構築に寄与するため。	事業者が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とする制度であるため。	廃棄物の発生などの環境負荷の低減を含め、事業者が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とする制度であるため。	化学物質及び温室効果ガスの排出抑制を含め、事業者が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とする制度であるため。	自然資本の持続可能な利用、維持・充実を含め、事業者が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とする制度であるため。	